

総務委員会会議録

令和3年2月8日(月)

(開会) 11:34

(閉会) 15:25

【案件】

1. 議案第1号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第13号)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第1号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第13号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第1号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第13号)」について、ご説明いたします。

「議案第1号」と表示しております「令和2年度補正予算資料」、3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で既定の予算総額に3億3157万5千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を948億6637万9千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費及び体育館等建設事業に係る継続費を補正するものでございます。

4ページの「補正予算概要書」をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業に係る財源を補正するものでございます。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整として、財政調整基金繰入金を1億7590万3千円追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、民生費、社会福祉総務費の要介護者等緊急入所支援事業費では、介護者等が新型コロナウイルス感染症の陽性となり、他に介護者等がない高齢者や障がい者が介護施設等に入所、またはホームヘルプサービスを利用する際に必要な費用を支援するため、要介護者等緊急入所支援給付費93万1千円を計上するものでございます。

次の生活困窮者食糧支援事業費では、生活の維持に困窮した市民の方を支援するため、各種福祉制度の周知と利用を促進し、市内のフードバンク2団体を通じて食糧支援を実施する飯塚市社会福祉協議会に対し補助金を交付するもので、生活困窮者食糧支援事業費補助金109万7千円を計上するものでございます。

次の自宅待機買物困難世帯支援事業費では、新型コロナウイルス感染症の陽性となり自宅待機を余儀なくされている世帯で、親族等の援助が受けられず食糧品等の入手ができない世帯に対し、限度額はございますが、当該世帯が依頼する食糧品や日用品等の買物を代行し、現物を支給することにより自宅待機期間を支援する経費170万円を計上するものでございます。

衛生費、保健衛生総務費の医療提供体制維持協力医療機関応援事業費では、PCR検査の実施医療機関、新型コロナウイルス感染者の入院受入医療機関に対し応援金を交付する経費7800万6千円を計上するものでございます。

5ページをお願いいたします。予防費のワクチン接種事業費では、コールセンターの設置などワクチンの接種体制を整備する経費、および令和2年度に接種が開始する医療従事者のワクチン接種経費1億4626万8千円を計上するものでございます。

次の高齢者等新型コロナウイルス感染症検査助成事業費では、行政検査や保険診療の対象とならないPCR検査等を受ける65歳以上の高齢者、および65歳未満の基礎疾患を有する方

を対象に、検査費用を助成する経費144万7千円を計上するものでございます。

商工費、商工業振興費の飲食店応援事業費では、県の要請に応じたことにより感染拡大防止協力金の対象となる飲食店・喫茶店に対し、従業員数に応じた応援金を交付する経費1億212万6千円を計上するものでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策事業の予算額3億3157万5千円を加算した令和2年度の全体予算額は、10万円を支給した特別定額給付金の事業も含まれますが201億7720万7千円となっております。

継続費の体育館等建設事業の変更では、杭是正工事に伴い総額、期間、および年度割額について変更するものでございます。継続費の総額は6億9846万5千円増額し50億8791万円とし、期間は1年延長し令和元年度から令和4年度までとし、令和3年度および令和4年度の年割額を見直しております。

次に、繰越明許費の補正につきましては、今回の補正予算に計上しておりますワクチン接種事業、および飲食店応援事業につきまして、年度内の事業完了が見込めないため追加するものでございます。

6ページ以降に、今回の補正までの歳入・歳出予算額の推移表および基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○財政課長

現在、国、県の補助事業を活用できていない事業につきましては、今後、研究してまいりたいと考えております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○松延委員

今、審査要望があったということで、簡単にちょっと答弁がございましたけれども、いま1度、委員会で質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、商工費の商工業振興費1億212万6000円の件でございますが、この飲食店の応援金、これにつきましては県の感染防止協力金の対象になるものということで、まず前置きされております。目的は、雇用の調整ということで、やはり人件費がかかるということでの今回の提案だと思っております。それで、3名、4名、あるいは5名から9名、10名以上というようなランク付けをされておりますけれども、この2名以下につきましては、先ほど同僚議員からも本会議であってございました。部長もご承知のとおりと思っておりますけれども、家族経営の中でも、例えば、事業主が親父であれば、その奥さんとか、子どもさんあたりは、当然、ご承知と思っておりますけれども、専従者給与という形であっております。要するに、従業員としてみなしておるということでございますので、その点につきまして、先ほど検討するというようにいただきましたけれども、そのところの今後の検討の仕方について、私も担保をいただきたいと思っておりますので、どうかそのところの2名以下に対して、先ほど申しましたように、家族でも従業員であるというふうなとらえ方を、中小あるいは零細の業者、そういうようなことで位置づけておりますので、その点に対する答弁を、ひとつよろしく願いいたします。

○経済部長

先ほども答弁の中で、この制度を検討する中で、従業員2名以下につきまして、検討する中でやはり家族経営と申しましたが、当然、専従者ということで、給与の支払いがあつておるかと思っております。そういったことも踏まえた中で、人件費の支払いについて、1名なり2名なりであれば、ほかの固定経費も家賃等もございまして、それ以外の光熱水費もございまして、県の協

力金、最大で138万円、何とかこの中で賄っていただけるのではないかとということで検討したところでございます。また、今後、こういった事業を検討するときには、そういった小規模事業者の支援について、そこを重要視したようなところも踏まえて、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○松延委員

検討するというところでございますので、なかなか答弁が難しいと思いますけれども、こういうふうな非常事態宣言の時期でございますので、やはり、かゆいところに、手が届かないところにも、市長をはじめとして、私は常にいろんな人に会うときに言っていますから、目配り、気配りをして、やはりそういうような政策をしていただきたいと思っておりますので、十分に検討していただくことを、ひとつお願いいたします。

それとあと一つは、国会も1月13日に始まりましたけども、要するに関連業者ですね。そういうふうに非常に困っておられる、特に今回は飲食店経営でございますけれども、そこに納入業者がおられます。飲食店にかかわらず、いろんな冠婚葬祭についてもしかり、いろんな業種についても、例えば、東京周辺では、農産物生産者については、要するに廃棄するような、メディアでも報道しております。だから、そののところに手も差し伸べてほしいなと思っておりますけれども、国会でも今予算委員会がっておりますけれども、一応そういうふうな納入業者に対しても、幅を広げるというふうな答弁もあっております。飯塚市についても、今回の、とりわけ飲食店の協力金でございますけれども、いろんな例えばおしぼりとか、お花とか、酒屋さんあたり等々に聞いてみると、全くないというふうな話も聞いておりますので、ちょっとそこら辺のところも、納入業者に対します配慮は、今後そういうふうな検討をしている余地があるものかどうか、ひとつよろしく願います。

○経済部長

今回、こういった事業の予算計上をいたしましたことにつきましては、やはり、福岡県の要請に応じ、営業時間の短縮、あるいは休業した飲食店に、倒産、廃業が発生すれば、取引業者等々への影響は大きく、また失業者の発生防止など、早急に支援しなければならないと判断し、予算計上をいたしましたところですが、先ほどもご答弁申し上げたところでございますけれども、外出自粛によりまして、売上げが減少している業種は、飲食店に限ったものではないと認識はいたしております。今回も飲食以外への支援も検討いたしましたところでございますが、緊急事態宣言の発出に伴う影響ある業種、先ほど申されました農業者、漁業者、あるいはおしぼり、そういったところに、多岐にわたって影響が出ているのではないかと考えるところがございしますが、その影響がどこまで、どの業種まで影響があるのか、あるいはその影響度合いがどこまであるのかという判断が難しく、今後、経産省等で支給が予定されます一時金の対象業種の範囲なども見ながら、今後、必要性について考えていきたいと思っておりますのでございます。

○松延委員

国の政策を見ながらということでございますので、国がそういうような方向性でもって国民の生活を守りたいということで予算が立てられておりますので、飯塚市単独、先ほども出ていましたように、財調と減債基金、とりわけ財調ですね、減債基金というのは借金返すための減債基金でございますので、そこまで崩すということをこの場で言うと、ちょっと公の場でもうしているかなと思いますけれども、長い目で飯塚市の12万8000人の市民のための政策を立てていかれているというのは私も十分わかっております。しかし、この緊急事態宣言が発出されておりますので、これが少しでも、また第3波のあと、次の波が来ないようにコントロールしていくのは難しいと思っております。ただしかし、感染の防止対策と経済の再生と言いますか、これはなかなか難しいのは十分わかっておりますけれども、ちょっとそののところも、市長も、今回、街頭演説もしないで、そして遊説もしないでされたのは、私は立派だと思っております。コロナの感染予防対策のために、いま一度精進していただきますようお願いして終

わかります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

商工費の質問が同僚議員からありましたので、これの関連からいきましょう。商工費の飲食店応援事業ということですね。提案では、従業員が3人から4人が10万円でしょう。1人ふえただけで5人から9人になると30万円。あと1人ふえただけで10人以上が50万円というような非常に私からすればアバウトな金額の決め方をなさっているのではないかなと思うんですね。行政がよくやる何が何人とか、幾つ以上とか、未満とかいうのを使いますけども、何点か聞きますね。従業員の数だから、この従業員は、事業所の従業員数というのはどのようにして把握するつもりですか、どのように調査されるんでしょうか。

○経済部長

申請時において従業員数につきましては、雇用保険、あるいは給与明細、出勤簿、そういったもので確認をしていきたいというふうに考えております。

○小幡委員

そうした場合、パートとかアルバイトも可ということでしょう。パート、アルバイトの定義で、週一のシフトで入る方とか、週に何回も入られる方、アルバイト、時間で仕事をされる方もおられますよね。それは定期的には1週間にたった1回しか入らないと。1月4回と。それもオーケーなのか。何日以上、何時間以上を従業員とみなすのか。そういうところは何か縛りがあるんでしょうか。

○経済部長

出勤についてはさまざまな形があろうかと思いますが、パート、アルバイトにつきましては、勤務をしている、雇用があるということが確認できればよいということで判断いたしたいと考えております。

○小幡委員

ということは、緊急事態宣言下においてということですかね。過去のやつも引っ張り出すの、それは。

○経済部長

従業員の雇用の確認につきましては、第1期の福岡県の時短要請を遵守した事業者が、福岡県の協力金の申請を行う2月7日を基準日といたしたいと思っております。また、第2期の時短要請も福岡県から協力金の申請が追加されておりますので、3月に申請をする事業者につきましては3月7日を、その在籍者の基準日として考えていきたいと考えております。

○小幡委員

今の説明だと、第1期目、1月16日から2月7日までが一つとくくった場合、次は2月8日から3月7日の間に時短要請に応じた事業者が対象ですね。その中でパート、アルバイトも可であると。そのときに出勤簿とか、給与明細を持ってきてくださいということを飯塚市役所の中でチェックして、申請してもらおうというやり方でよろしいでしょうか。

○経済部長

そのとおりでございます。

○小幡委員

順調に3月7日に緊急事態宣言が解除されたと、申請は3月8日以降の何日までの見込みで申請期間を考えておられますでしょうか。

○経済部長

申請期間につきましては、2月15日から3月31日までを予定いたしております。

○小幡委員

予定どおり緊急事態宣言が解除になったと、3月7日に。8日からだと、土日もあるの。3週間ぐらいしかないですよ。3月いっぱい終わるんでしょう。違うんですか。ごめんなさい。もう一度、ごめんなさい、2月15日か。了解です。本会議場でちょっと質疑があった中で、回答があっていましたが、これに該当する飲食店、3名から4名の従業員を保有する事業者は224事業所くらいあると。5人から9人の場合は92事業所、10人以上が104事業所あるということでしたけれど、よろしいですか。

○経済部長

そのとおりでございます。

○小幡委員

3人から4人が224事業者あって、これに10万円払いますよね。全員オッケーだったと。そうした場合、2240万円いるのかな。それで計算していきますと、5人から9人が92事業所あるので2760万円、30万円払いますからね。10人以上が104事業所あるということは、5200万円いるんですよ。これを合わせますと1億200万円ぐらいだったか。ほぼこの予算どおりになるんだけど、私が心配しているのは、仮に3人から4人としますよね。3人から4人だけど、今言ったようなアルバイト、パート、緊急事態宣言下でのチェックであれば、架空の人をつくれれば、4人が5人になりますよね。裏はとれないんだから。給与台帳を持ってくればいいんだから。そうした場合、4人と5人で20万円違うんですよ。たった1人ふやすだけで。これは不正の温床になりませんか。なっちゃうよ、これね。私が経営者であれば、4人のところを1人友達に頼んで、あんたしよったごととしてねと、5人にすれば。そういう可能性がある。そこの対応、対策はどのように考えられていますか。

○経済部長

従業員の確認につきましては、先ほど申しましたように雇用保険、給与明細、出勤簿、そういったところで確認をしたいというふうに考えております。また、委員言われる虚偽、そういったものにつきましては、ほとんどの事業者は適正に申請するものと考えておりますけれども、福岡県の協力金の提出書類の中で、申請虚偽の場合の返還、事情聴取、立入り検査の同意、虚偽の場合の公表等の誓約書の提出が求められております。本市といたしましても、そういった誓約書の提出を行っていきたいというふうに考えております。

○小幡委員

ということですね。その点をしっかりとチェックしないと不正が行われる可能性がある。可能性ね。その点、よろしく願いいたします。

もうお決めになっていますので、とやかくは言わないんだけど、3人から4人が10万円。1人ふえた5人からが、もういきなり30万円でしょう。これは最低の3人か4人の場合、3人を考えますと10万円だから約1人3万円だよね。5人から9人が30万円ですから、5人だと、1人割にすれば15万じゃない。9人おれば27万で。1人当たり幾らというような検討はなさったか、なさってないかだけ教えてください。

○経済部長

給付額に対しまして1人当たりという試算はいたしておりません。

○小幡委員

しなかったということですね。今後、コロナが終息するとは思えないので、人数割でも検討なさったほうがいいと思いますよ。9人と10人が30万、50万と額が違いますんでね。10人で50万円いただけるのと20人おるというふうな場合でも同じ50万円だと、もらえる立場だからうれしいんだけど、もらった人の事業所同士で考えますと、あなたのところはたった1人多いだけでよかったなというような世界になりますので、均等的に考えるためにも、今後、人数割も検討の一つに加味して考えられるようによろしくお願いします。

それと1点、商工費、これは飲食店の方への周知はどのように考えられていますか。

○経済部長

ホームページ、チラシ、あるいは商工会、商工会議所への周知依頼も考えております。

○小幡委員

周知にあたって申請に来ますよね。申請、書き方がわからないとか、そういう指導はどこかの窓口で考えられているのでしょうか。

○経済部長

本庁2階に経済対策室の窓口を設置いたしておりますので、そこで申請書の書き方等については、ご説明させていただきたいというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 13:09

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○田中武春委員

午前中、飲食店の応援事業で、私も関連して何点かちょっとご質問させていただきたいと思いますが、まず一つがですね、今、国が進めています雇用調整助成金ですかね、あその関係と、飲食店事業費の関係がどうかなと思います。まず、国が従業員をコロナで休まれたときに、賃金というか、そういうのを保障しながら救っていこうというふうになっているんですけども、これ、ぱっと見ると、ここは従業員という概念じゃなくて、お店を救おうという感覚のお金ということでまず理解していいのかが一つ。それから、もう一つが、さっきちょっと同僚議員が言われていましたように、結局その人数ですね、3とか5とかありますけど、これは2月7日現在の従業員の数ということで理解していいのか。それともう一つ、三つあります。一遍に聞きます。あと、3から4、5とそれぞれ224件とかありましたけども、1から2の店舗数がどれぐらいあったのかというのを、もしわかったら教えてください。

○経済部長

市の応援金につきましては、事業継続と雇用の維持、そういうことを目的として、応援事業を検討したところでございます。それから、この市の事業の申請期限につきましては、まず、福岡県の感染拡大防止協力金が、第1期が、福岡県の感染拡大の要請が1月15日から2月6日までとなっております。また第2期につきましては、2月7日から3月6日までとなっております。この市の応援金につきましては、福岡県の感染拡大防止協力金の対象となる事業所を基本的には対象といたしておりますので、第1期が終わった後の2月8日を従業員の基準日、あるいは、第2期が3月7日まで終わった後の、3月7日を基準日といたして、従業員の基準日といたしているところでございます。失礼、訂正いたします。第1期が1月16日から2月7日までが対象となっております。

それから3点目の、1人、2人の従業員の数につきましては、正確には把握しておりません。把握できておりませんが、ゼロの事業者につきましては228店舗あるという統計資料がございます。

○田中武春委員

ちょっと再度確認しますが、ゼロと言われましたが、1から2というのが228店舗ということで理解していいのでしょうか。ゼロとか今話しませんでしたか。1から2の店舗数が228店舗でいいんですか。

○経済部長

従業員を雇用していない、従業員がいない事業所が228ということは把握いたしておりますが、1から2名については正確な数については把握できておりません。

○田中武春委員

ゼロはわかりました。228で。対象外ですね。わかりました。1から2は調べてない。これ調べていたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そうしないと、店舗数の全体の割合で約何%がこの事業で救えますよという話ができないってことですよね。わからないですよ。それはどうかなと思います。

それと、基準日ですね、2回あるんですか。2月8日が第1回の基準日で、次は3月7日が基準日なので、2回出すんですか、人数を。というふうに理解しましたが、間違っていたら、すみません。

○経済部長

すみません。この市の協力金につきましては、県の応援金を支給した事業者を対象といたしておりますので、県の応援金の支給が第1期、第2期と分かれております。第1期に該当したところも市の応援金の対象となります。第2期につきましても対象といたしておりますが、いずれか一方というところで規定をしたいというふうに考えております。1期、2期、両方県の協力金の該当になって支給金をもらったと仮定いたしましても、市については1回のみということで考えております。

○田中武春委員

それはわかりました。1回きりということですね。じゃなくて、その人数を3とか5とか、市に出すじゃないですか、雇用と何とかいう書類を。それは、出す基準日は2月8日の基準日です出すんですかということ。

○経済部長

先ほど申しましたように、県のほうの協力金が1期、2期で分かれておりますので、2月8日を基準日、それから3月7日を基準日と、2回設定させていただきたいというふうに考えております。

○田中武春委員

基準日が2回あるということですよ。2月8日にまず基準日として、うちは3人ですよ、私は10人ですよというのを出します。そしてもう1回、3月7日にもう1回人数を出すんですか。私は3人です。10人ですと。じゃないんでしょう。もう1回でいいんでしょう。2回なんか受けられないんだから。だから、2月8日の日に私の事業所は、書類を全部出して3人だと、私の事業所は全部で10人ですよ。それに対して1回きりの10万円なのか30万円かを払いますよと。払う日がいつに払うか、わからないけど、確認でき次第、払うということなんだけど、そういう理解でいいんですかということ。

○経済部長

そのとおりでございます。ただし2回目に申請してこられる方がございますので、その方につきましては3月7日を基準としたいというふうに考えております。

○田中武春委員

そしたら、最後に、2月15日から3月31日までが申請時期ですよ。申請時期で手続き次第、支払うということなんだけど、1週間とか10日かかるということに理解してよろしいんですかね。

○経済部長

申請がありましたら、できるだけ速やかに、2週間前後で支給できればというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

商工費の関連で、今の話の中で、従業員の人数は基準日、申請をする場合、その基準日の従

業員数と言われましたけど、時短のときに、今従業員アルバイトとかパートの人を減らしているじゃない。通常は5人雇っていたと。その間の基準日になると2人しか雇ってなかったと。それは、この期間の従業員数を出すの。わかりますか、意味が。基準日の在籍数。だから今、人数が減っているときの人数ということね。意味わかるでしょう。時短営業だから、無駄な人件費を減らすためにバイトとかパートを休ませていると。そのときの在籍した数ね。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

繰り上がって、民生費から教えてください。民生費、社会福祉総務費ですね。今回、要介護者の緊急入所支援、これは高齢者、もしくは障がい者の方が、新型コロナウイルスで陽性と判断されたときに、ほかに介護してくれる人がいないと。そういった場合に、介護施設への入所費用を支援するものとなっていますね。陽性判定が出たのに、介護施設へ入所できるんですか。その点まず教えてください。

○高齢介護課長

今回のこの緊急入所事業につきましては、要介護者認定を持ってある方であるとか、障がい者の方本人が陽性者ということではなくて、普段介助されてある側の方が陽性になって、入院なりホテル療養をされたときに、陰性の方の要介護者であるとか、障がい者の方が自宅にとり残される形になります。介助される方がいなくなりますので、そういう方を、陰性を確認した上で、施設のほうに入所させていただくというような制度内容になっております。

○小幡委員

とり残された人ね。そういった場合に93万1000円、予算的には。これは何人想定で、1人当たりどれぐらいの金額がかかると想定されているんですか。

○高齢介護課長

これは予算算出するに当たりましては、1番費用がかかると想定される要介護5の方が、特別養護老人ホームに入所される場合を想定しております。期間としましては、介助されてある方が、ホテル療養とか病院から戻ってこられる2週間を想定して、人数的には4人ではないかということで、4人分を計上させていただいております。

○小幡委員

4人分、93万1000円を4で割る予算ということですね。先ほどの商工費もそうなんだけど、想定以上に人数がふえた場合の、今度は補正ですけど、そういった場合は、追加予算的にまた補正するという考えでおられるんですか、相対的には。

○財政課長

今回、補正予算で計上した予算が不足するというような場合は、他の予算もそうですけれども、予算流用や予備費の充用、こういったもので対応していくことになるものと考えております。

○小幡委員

わかりました。同じく、生活困窮者の支援ですね。これは先ほど、米2キロとかうどんセットでしたか、そういうのを支給しようという考えでしたけども、これもそもそも同じことです。積算に当たって、人数の想定、1人当たりの金額の想定を、内訳を教えてください。

○生活支援課長

人数の想定につきましては、12月の市のホームページに掲載されております自宅待機者数13名を参考に、計上させていただいております。金額的には単身世帯3000円、1人ふえるごとに1000円を加算することにいたしておりますが、これを一般的な4人世帯をモデルケースとした形で計上させていただいております。食糧品等の購入につきまして、1カ月分の

―――。

○委員長

課長、生活困窮者食糧支援の質問です。

○生活支援課長

失礼しました。食糧支援につきましては、支援する食糧の内容としまして、米2キロ入りの袋800袋、うどんセット1600食を計上させていただいております。

○小幡委員

この予算というのは何人を想定しているんですか。

○生活支援課長

世帯数としましては、年末に配布会が行われました両フードバンクの配布実績世帯数、353世帯を参考にさせていただいております。

○小幡委員

米2キロ800袋でしたか。これが84万円ぐらいかかるよと。うどんセットが1600食で15万6800円かかるよと、350世帯分ですよということなんですよ。これは基本的に、この予算は社協に渡すんでしょう。この353世帯というのは社協が把握しているんですか。そこで聞きたいのは、この困窮者という定義は、飯塚市はこの人は困窮世帯、この人は困窮者だというのは、どういう定義で困窮者とみなしておられるのか、教えてください。

○生活支援課長

今回のフードバンクでの支援を受けてある困窮者としましては、目の前の食糧にも困窮したような、コロナの影響で経済的に困窮されてある方というふうにとらえております。

○小幡委員

それは誰が認定するの。コロナで仕事がなくなって、本当にフードバンクじゃないけども、あしたの御飯が食べられないという人は、どこに訴えて、どういう形で支援をしていただけるのか、そういう窓口とか、全て社協、本市ではないの。どういった人たちを困窮者とみなしているのか、そこを知りたいんですけど。

○生活支援課長

このフードバンクの食品配布会につきましては、両方のフードバンクが、チラシの配布やSNSでの呼びかけなどを通じまして、支援を希望される方を募集されておられます。これらの配布会に募集されてこられる方は、現状の生活に経済的に困窮しておられる方が募集されてきてあるものととらえております。

○小幡委員

353世帯を想定されていますよね。結局、緊急事態宣言が延びるとともに、基本的には減りはしないよね。どちらかという、増加傾向にあると思うんですよ。想定は353だけど、今からふえていくと、3月までね。ふえていくと想定した場合に、その人たちへの周知と、今ちょっとSNS云々言われていましたけど、その周知とそういう人たちが訴える窓口、社協なんか行かないんだよ。大体、飯塚市民である以上は、飯塚市にしか相談こないんですね、基本的に。それか近所の人、自治会、いろんなルートで相談に来るんだろうけど、この困窮者という、周知、PRもそうだけど、窓口はしっかりと、飯塚市はここですよというのを設定し、そういった人たちにどのような呼びかけをされるつもりなのかを教えてくださいということなんです。

○生活支援課長

今回の配布会につきましては、飯塚市が呼びかけを行うというよりは、それぞれのフードバンクが、それぞれの方法をもって、市民の方に呼びかけてある、それに応募してこられるという形を想定しております。

○小幡委員

いろんなやり方があるんでしょうけど、わかりました。予算的なものが100万円ちょっとということね。これが大した支援になるのかどうかわからないんだけど、やはり困窮した人たちが訴える場所が、我々にもそういうのを聞いてくるんですよ。どうしたらいいでしょうかと。それは言い方が悪いけど、行政が第三者任せになり過ぎてないかなというところを指摘しときますね。その点、飯塚市でもしっかりした窓口を開設されて、周知のほうを徹底してください。

続けていきますね。その下の今度は自宅待機買物困難世帯支援事業か。先ほどちょっと課長が答弁しかけていたけど、これもちょっとピンとこないんですね。自宅待機していますよと、それは、先ほど言われたように、要請でホテルなり病院なり、家族が行って、たった1人になっちゃったという人を想定されているんですね。それちょっと確認します。

○生活支援課長

今回の対象者につきましては、新型コロナウイルス陽性と判断され、保健所から自宅待機の要請を受けた世帯員を有する世帯内において、ほかに外出可能な世帯員がいない世帯、または外出可能であっても、当該世帯員が高齢、障がい、幼少等で、生活用品の買い出しのための外出が困難と判断される世帯を想定しております。

○小幡委員

ということですね。コロナの陽性、保健所から、検査を受けて陽性になったらね、指定病院もしくはホテルですね、もしくは自宅待機してくださいということなんですよ。自宅待機でも、家族的なクラスターが発生したら全員陽性で、病院に行ったり、ホテルに行ったり、自宅に残ったり、家族がばらばらになるんですね。ホテルは朝昼晩3食とペットボトル2本出るんですよ。自宅待機のところは一切出なかったかな、今まで。もちろん病院は病院食が出るんでしょうけどね。自宅待機の人たちは同じ陽性でも、ホテル、病院に比べると何の支援もなかったところから考えられた支援だと思うんですけども、これが結局、週2回は利用可能。それは陽性者本人が申請するんですか。買い物を代行してもらおうということで、食糧品とかいろいろ買いたいわね。それを誰かが聞き入れして、買い物に行って、それを届けるということなんですよ。週2回利用して、7日間ありますんで、2回しかできない。ほかのときはできないということは、まとめ買いしてもらおうというふうなスタイルをとるしかないよね。食糧品、日用品が主であって、その人には、単身世帯が3000円。1人ふえるごとに1000円ということ、私が陽性で自宅待機だと3000円。子どもも一緒やった、1人ふえたんで4000円というカウントになるんでしょう。この3000円と、プラス仮に1人ふえた1000円を追加した4000円を、どうするの。週に2回頼んだときに加算してくれるということ。そこちょっと意味わからないので、よく教えてください。

○生活支援課長

まず、保健所からですね、自宅待機、自宅療養の連絡が入った際には、私どものこの買い物支援制度についての案内を、保健所からしていただくことになっております。保健所の案内を受けられた方は、私たち生活支援課のほうに、この制度の利用の申込みの連絡を入れてこられることになるのですが、その中で、保健所が自宅療養の案内をされるときに、いつまでといったところのですね、終わりの日の目安も伝えられるそうです。そこで、そのことを利用者が申込みされるときに確認をいたしまして、何回の利用ができるのかといったところを、利用申込みのときに打合せさせていただいて、その中で、いついつ利用をされる予定というところを、まず決めさせていただくことにしております。金額につきましては、1人世帯3000円、1人ふえるごとに1000円といった必要最低限と言いますか、日用品及び食糧品をそろえる金額を考えておりますけれども、通常の買い物をするに十分な費用とはなっていないと思います。大体、自宅療養の期間が保健所にお伺いしましたところ、おおむね10日前後で済んでいるということですので、最低限その間の生活を維持するために必要な金額として設定させていただいております。

○小幡委員

端的に言えば、1人であれば3000円補助しようということですね。この予算でいけば、何人を想定されているんですか。

○生活支援課長

1カ月としまして、20件、4人世帯で20件の計算をしております。

○小幡委員

わかりました。続けて、衛生費の保健衛生総務費、医療提供体制維持協力医療機関応援事業か。ちょっと長いんだけど、これは、PCR検査が主に書いてありますけども、コロナウイルスの感染予防のためにPCR検査を医療機関で受けますということなんだけど、このPCR検査を受けるに当たって、陽性の方は保健所がもちろんPCR検査をやるんだけど、濃厚接触者も保健所が呼び出しますよね。それは確かに無料なんですよ。この想定は自分たちが不安だから、個人的に行きたいという想定で予算ですか。

○新型コロナウイルス対策室長

このPCR検査はあくまでも行政検査で、任意検査、今、質問委員が言われましたように不安があるから、ちょっと心配だから受けるというような検査ではございません。あくまでも、医師が感染の可能性があると判断して受けられる行政検査でございます。

○小幡委員

簡単に2つに分ければ、陽性が出た人の濃厚接触者は、保健所から呼び出しが来るんですよ。今、部長の説明であると、陽性のおそれがあると、医者が判断するんでしょう。それは、想定すれば、風邪かなと思って病院に行ったら、風邪じゃなくて、コロナの可能性があったときを想定されているんですか。

○新型コロナウイルス対策室長

多分、医療機関と保健所の役割の関係なんだろうけれども、ここの流れとしては、まず患者さんが熱とか、そういう諸症状があつて、かかりつけ医のほうに受診されます。そこでかかりつけのお医者様が、ひょっとしてということで、PCR検査を受けましょうということで、受けた結果、陰性であればそのままそのほかの治療に入っていくわけですが、陽性ということになれば、その段階で今度は、その方については保健所のほうに陽性患者が出ましたということで、医療機関から保健所のほうに連絡して、今後は保健所の指示に基づいて陽性患者は、病院に入院したり、指定医療機関、指定の療養施設のほうに入所したり、自宅待機という形になります。また、そのいわゆる疫学調査というのを、今後、保健所でやりますので、その中で濃厚接触者がいらっしやいましたら、その検査は保健所のほうでやるということになります。

○小幡委員

結局、そのPCR検査、予算を組んであるぐらいだから調べてあると思うんだけど、PCR検査が実施できる医療機関は、飯塚市内に何カ所あるんですか。

○新型コロナウイルス対策室長

この予算で積算したときには48カ所でございます。

○小幡委員

48カ所と言っておられましたね。48カ所で今、これちょっと把握しにくいと思うんだけど、何人の方が、そういった検査を受けて、検査じゃないね、風邪だ何だとか行かれて、何人ぐらいが、そういう疑いがあるような、PCR検査を受けてあるのか、数字はつかんでいますか。

○委員長

小幡委員、それちょっと予算とは違うのでは。過去の分じゃないですか。

○小幡委員

人数がわからないと予算が決まらないじゃない。把握しているかと聞いている。

○委員長

想定している分ならわかるけど。

○小幡委員

想定してありますかと聞いたわけです。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:43

再 開 13:45

委員会を再開いたします。

○新型コロナウイルス対策室長

各医療機関で何件のPCR検査を実施したかという数値については、公表されておられませんので、把握いたしていません。

○小幡委員

保健所は把握しているんでしょうけれど、公表されてないということで、本市も人数はわからないということだけど、予算ですから、1医療機関に75万円を、そういった48カ所の病院に75万円あげようという話だから、75万円の金額の想定はどういうふうな査定をされたかを教えてください。

○新型コロナウイルス対策室長

あくまでも積算の基礎ということでございますが、これにつきましては、福岡県のほうが、保健所ですけれども、PCRの検体採取をするときに、医師や保健師といった職種の人に、いわゆる危険手当というものを付けておりますので、その危険手当を参考に積算をして、1カ所当たり75万円というものを算出いたしております。

○小幡委員

わかりました。これが正しいかどうかの判断基準が我々には資料がないので、1機関当たり75万円ということですね。

続けて、重症患者に対して、中等症、軽症、疑いがある方に対しても補助しようという予算が組まれておりますが、先ほどの質疑の中で、重症患者を受け入れる病院は8床と言われますよね。中等、軽症が13床、疑いがあるところは7床ということで、お答えなさっていましたが、これは今後ふえる可能性があるかどうか、教えてください。

○新型コロナウイルス対策室長

今、福岡県、保健所を中心に、病床の確保というものについては、現在もやっておられますので、当然、この数字について言えば、ふえるということも考えられます。

○小幡委員

ということでは、今は想定されている、先ほど言った数、重症でいけば300万円を8床の病院に、8床分かな、1病院であれば、補助するんでしょうけれども、この補助期間と言うか、どこで切って、また1床ふえたと。継続してまたこういう予算を出していく考えがあるのか、今回だけですかというところは、どのように考えられておりますか。

○新型コロナウイルス対策室長

これは基準日というものを、3月1日ということで考えております。3月1日現在で、病床をこういうふうな形で持つてあるところに対しては、補助金を出すということで考えております。今回、市のほうの補助金というものが、国とか県は、病院の経営補てん的な分とか、感染防止対策とか、そういう運営上の支援という形でございますが、本市、飯塚市につきましては、あくまでも、こういう体制を自ら手を挙げて、市民の健康と命を守るという使命感によって実施させていただいているところが、モチベーションを持って、今後も引き続き、こういうコロナ対策の医療体制を構築して維持していただきたいという気持ち、応援するというところでございますので、その基準日で、設けてあるところに補助金を出すということで、今後ともこの

とは想定いたしておりません。

○小幡委員

その基準日で補助するということですね。

続けまして、予防費の中にワクチン接種事業というのがありますね。これも、先ほどちょっと質問が出ておりましたが、まだ日本はワクチン接種が始まっていませんよね。諸外国は既に接種が始まっている等々のニュースが流れておりますが、国というよりも本市、飯塚市が、もう一度聞きたいのが、想定されているワクチン接種のスタート時期、完了時期、それと接種に当たっての優先順位、なおかつその方法。それと小中学生、保育所、幼稚園も含めて、どの範囲が、どういった順位で、いつごろ終わる想定かを、全体的な流れで説明していただけますか。

○健幸・スポーツ課長

本市のワクチン接種の体制でございますけれども、先ほど本会議の中でちょっと説明させていただきましたが、4月1日以降、まだはっきり定まっております。4月1日以降ということで、国のほうから通知が来ております。ですので、私どもとしては、4月1日に開始ができることを、今のところ想定したところで体制を組んでおります。なお、この最初のスタートにつきましても、高齢者が対象となります。本市に当たっては、65歳以上、約4万人の方がいらっしゃいます。この4万人の方を、まず最初の仕組みとしては、約2カ月の中で接種ができるような体制ということで、今整備を行っているところでございます。その接種の体制でございますが、これも病院と市が公共施設とかで行う集団接種、この2つのどちらでも選べるというか、どちらの体制もとれるような形で今、医師会とも協議を行いまして、副反応の影響等々もございますので、なるべくであれば病院で接種をしていただきたいと、私どもとしては考えております。そのため病院で接種ができるような体制づくり、これについても、今、進めているところでございます。

2点目の優先接種でございますが、この高齢者への接種が終わりまして、その後、基礎疾患をお持ちの方、それと高齢施設の従事者というところが、今、国から示されております。ここについても高齢者の従事者、高齢施設等々の従事者でございますが、その枠組みというところは、非常にちょっとあやふやなところがございます。今、私どもとしてはその施設の状況というのを、今、調査を行っております、その枠組みをどういうふうに決めるかというところは、まだ決まっておりますけれども、その枠組みを決めようとしているところでございます。

3点目の小中学生の接種でございますけれども、現状といたしましては、全国民への接種ということになっておりますけれども、ファイザー社製のワクチン、4月の時点ではこのファイザーしか多分入ってこないという想定でございますけれども、それで言えば15歳以下、これについては接種は、今、国のほうで検討していると。ファイザー社製の薬事承認がされた際に、その辺については詳しく述べるということになっております。

接種の完了でございますけれども、今、目標としては9月末、私どもとしては目標といたしております。

○小幡委員

4月1日から9月末を目標に、ワクチン接種を終わらせたいと、飯塚市は。ただし、まだ、先ほど言われたとおり、ファイザーの正確な情報が入っていないのでね。だから、2回でしょう、ファイザーは。打たなければいけないので、想定されているんでしょうけれど、今15歳以下は、まだ打っていないものなのかどうかははっきりと知見が出ていないということですね。ちょっと時期尚早で、早いのもかもしれないけれど、4月から9月という想定をする限りでは、小中学生は置いておいても、一般市民に接種をお願いするというのは大体6月。そこくらい。どれぐらいで考えてあるか、わかれば教えてください。

○健幸・スポーツ課長

現在の想定ということになりますけれども、6月、7月頃になろうかと思っております。

○小幡委員

あくまでも、予定ですので難しいと思うのですが、これはワクチン打ちたくないよ、強制ではないんでしょう。それに対する罰則とは、再確認だけ、ないんですよ。

○健幸・スポーツ課長

今回のワクチン接種につきましては、努力義務となっております。したがって、当然、打たない人への罰則等はありません。

○小幡委員

高齢者等の新型コロナウイルス感染症の助成、ここに書いてあるとおり、自己負担75歳未満は3割、75歳以上は1割と、生活保護はゼロというふうに書いてありますが、65歳以下の人が、新型コロナウイルスの感染症の助成ですから、以下は助成はゼロ、ないということになるんでしょうか。

○高齢介護課長

65歳未満の方につきましては、基礎疾患を有する方が対象になります。

○小幡委員

基礎疾患を有するとなると、先ほど言った1%ぐらいを想定していると言われた方々には適用すると。一般の65歳以下の人たちには、もう一切補助はないと。PCR検査をちょっと受けたいんだけどと言ってもないわけですね。そういうことですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武春委員

私もワクチン接種の事業で少し関連でお話をして、質問させていただきたいと思いますが、今度4月から実施をするということなんですけれども、多分、市のほうから、問診票と診察券かな、カードというか、多分バーコードがしてあるんだろうと思いますが、それを対象者にまず郵送で送って、必要事項を書いていただいて、指定の病院なのか、集団なのかに来ていただくということですよ。多分、高齢者とか、後期高齢者もおられますので、問診を書くのが、何と書いていいかわからないとかですね、書いたことないからとか、私の病名何やったかなとか、こんな手術したとか、何かいろいろ書かないといけないんでしょう。多分、相談窓口あたりを市としてもしっかりしておかないと、多分、健幸・スポーツ課になるんですかね、担当がどこかわかりませんが、がんが電話かかってくるよ。そういったコールセンターみたいなものも、この受付業務外部委託の中に入っているんだろうと思いますけれども、今回10万円配るときでも、結構コールセンターに電話がかかってくるので、今度は本人が注射を打たないかんからですね、本人の自己責任とは言いながらも、ものすごく不安だと思うんですよ。後の副作用の問題とかもあるからですね。ぜひこの辺を、ぜひ徹底していただきたいということが一つ。それから多分、市としてはもう4月から始めるので、対策室しかプロジェクトチームというのも――。

○委員長

田中委員、要望ですか、質問ですか。

○田中武春委員

すみません。要望じゃなくて質問。特にワクチンを打ちたいんだけど、移動手段がないとか、高齢者の方で、病院まで行けないとか、集団接種の場所はわかっているけど行けないと言ったら、その出張ワクチンみたいなのは、市として考えているのかどうか、教えてください。

○健幸・スポーツ課長

まず、接種をする体制の中で、先ほど申しました病院で接種を受ける方法、それと市が行う集団接種、この2本立てで行いますけれども、なるべくその病院の数を、病院で受けられる体制というところを、ある程度、市内の中で数多く設置ができればというところで、まず1点そ

ういうことを考えております。それともう1点、それでも今回のファイザーワクチンの場合であれば、ワクチンの移送に非常に問題がございますので、全ての開業医、診療所のところで接種が受けられるというのはなかなか難しいと思っております。そのために、なかなか交通手段が難しい方というのはいらっしゃるかと思いますけれども、そういう方への対応については、いろんな移送する手段であったりとか、接種する方法、その2つの面でなるべく打ちたいと思われる方については、打てる体制というものは築いていきたいと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:01

再 開 14:14

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

継続費の補正、体育館についてちょっと何点かお聞きします。本会議場でちょっと質疑をやっていたんだけど、基礎杭、コンクリートが硬化しなかったと、固まらなかったというところから、工事中止に至って、この提案なさるまでの時系列のことを説明されましたね。資料を委員会の終わりがけでもでもいいから、配ることができますか。委員長、ちょっと諮っていただけませんかでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:15

再 開 14:21

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。ただいま小幡委員から要求がっております資料は提出ができますか。

○建築課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、準備ができ次第、資料の提出を認めます。

○小幡委員

資料のほうはよろしく願います。7億円近い追加なんですね。時系列でどのようになっていって、どの段階で発覚し、どのような会議が行われて、この7億円近いお金が決定されたのかという、時系列がちょっと、今回の資料のほうにはなかったのを要求しました。それは揃えてくれるということですので、よろしく願います。

そもそも現地調査もしてないので、聞き及んだ範囲での質問になるので申し訳ないんだけど、地盤改良の中のコンクリートが固まらなかったよと。要は、硬化不足、コンクリートの強度が出なかったよという箇所が何カ所も見つかったと。要は、設計強度に達していないということですよね。厄介なことに、設計強度に達した杭もあれば、そうでない杭も混在するということから、この修正案というのが出てきていますね。ざっくり言えば、建物の位置を少しずらして、新たに施工すると。これはVE案にはなっていないんだけど、修正案的な設計変更にしてはうまいところ考えてあると思いますよ、ずらすだけだからね。極端な話、確認申請もとらず必要はないでしょうからね。だから設計事務所としてはいい案だとは認めますが、そもそも原

因となった、説明にもあった、地中にフミン酸というのが発見されて、それで固まらなかったという結論に達していますが、そもそもフミン酸とは何ぞやということを、わかる範囲で説明いただけませんか。

○建築課長

フミン酸は、動植物に由来する天然物質であり、日本語では、腐植酸と呼ばれている。いわゆるフミン酸、腐植質を構成する一成分である。フミン質、腐植質は、動植物の遺体が土に埋もれ、土壌中の微生物の働きによって複雑に分解、重合を繰り返して生成した有機化合物の総称である。フミン酸の生成と定義としまして、フミン酸は、土壌及び堆積物の構成成分であるフミン質のうち、アルカリ性水溶液に可溶でかつ酸性水溶液に不溶な酸性区分の総称である。すなわち、酸不溶・アルカリ可溶の不定形高分子有機酸ということができる。フミン酸は、大きく天然フミン酸と再生フミン酸に分類される。天然フミン酸は、その生成過程によって、さらに土壌フミン酸と石炭系フミン酸に分けられる。天然フミン酸の生成過程としては、以下の3通りがある。1、動植物の遺体が、地表の土壌中において土壌微生物によって分解、変成、さらに合成等を経て生成する土壌フミン酸。2、古代の動植物が地中に埋もれ石炭化の初期で、炭化があまり進まない段階で生成する石炭化フミン酸。3、古代の動植物が一旦石炭化された後に風化が進む段階で生成する石炭系フミン酸。石炭に含まれるフミン酸として、石炭系フミン酸は、亜炭や褐炭などの若年炭類、あるいは風化炭中に多く含まれており、土壌フミン酸と同様に、酸不溶・アルカリ可溶の画分として得られることから、化学的、物理的特性は、土壌フミン酸に極めて類似している。石炭に含まれるフミン酸は、2つに分けることができる。一つは、太古の植物が堆積して炭化する過程で生成するフミン酸であり、もう一つは太古の植物が堆積して炭化が進み石炭化したあと、それが風化してできるフミン酸である。前者が亜炭や褐炭に含まれるフミン酸であり、後者が風化炭中に含まれているフミン酸であるということで、出典といたしましては株式会社テルナイトの資料より引用しております。

○小幡委員

今回、分析結果、この工事現場で検出されたフミン酸はどのフミン酸にあたるのですか。

○建築課長

石炭系フミン酸ということになっております。

○小幡委員

石炭系フミン酸が検出されたということですね。これは調査があったんでしょう。今回の地盤改良ですから深層地盤改良工法として、アースオーガーで掘って、現地の土とコンクリートを混ぜるんだよね。その中にフミン酸が含まれていたということでしょう。固まらなかったと、設計強度に達しなかったと。このフミン酸は生コンの立米当たりどれぐらいのパーセントが入ったら固まらないというのは、実証されているんですか。検査結果は出たんやろう。

○建築課長

手元にちょっと資料がございませんので。

○小幡委員

手元資料がないということですので、よく調べとって。もう、それこそ本当聞くとところによって申し訳ないんだけど、直径が、間違っていたら教えてね、1100ぐらいで深さが4メートルから5メートルで施工したと聞いているんですね。それは間違いない。

○建築課長

今、委員がおっしゃるとおりです。

○小幡委員

杭間、要は杭と杭の間は図面上500内外ぐらい、外と外で。それも杭芯じゃないよ、杭と杭の間はその程度だったかな。

○建築課長

改良の箇所にもよりますが、群杭箇所としましては、恐らく、恐らくというか、二、三百ぐらいの離隔だと思います。あとは単杭の箇所がございます。それは、6メートルとか8メートルとか杭間がございます。

○小幡委員

見る限り14、15通りとか、かなり杭と杭が接近していますよね。ちょっと前もって聞くけど、この冬の時期だから温度補正やっているはずなんだけど、設計強度は何キロだったですか。

○建築課長

設計強度につきましては、そちらの土壌とセメントの配合量によって決まっております。それで、ちょっと、数字があれですが、確か、350と二百何キロと2種類の配合量に分かれておったかだと思います。

○小幡委員

その設計強度が出なかったということですよ。この分布図を見せてもらおうと、杭全体的には1168本打つ予定だったと。そのうちの637本、半分強が終わった段階で、固まってないのが84カ所だったんですね。設計強度に達した健全杭という表現になっていますが、これは63カ所と。逆に言ったら、固まってないのが多かったんだよね。私が聞きたいのは、ここを調べて、設計やり直していますけど、設計というか施工方法をやりかえていますけど、637本施工が済んでいて、調査したんだけど、調査を147カ所しかやってないんだよね。残り490カ所が未調査。それはなぜ調査しなかったんですか。

○建築課長

資料の1ページにお示ししておりますように、健全杭と不良杭の分布図という形で、お示ししております。その中で、赤い箇所が、今回、硬化不良、いわゆるその一本丸々硬化不良ということではなくて、硬化できている箇所もございますけども、途中が、含有している箇所に対しては硬化ができてないという箇所になっております。そういった箇所の部分の分布の中で、比較的この配置でいきますと、右側のほうがテニスコートに近い側のほうになるんですが、ボーリングのデータでいきますとこちらのほうが、いわゆる石炭層の地山が多い箇所になっております。そのため調査を、この時点でやった時点で、恐らくこのまま、調査を進めても、かなり時間と費用がかかるだろうということで、今回、その部分については、代替案的には、移動して、その分の時間的なものと経費を削減する方法に至った次第でございます。

○小幡委員

一般的に全部調べた結果を出してよ。これが本当に原因がフミン酸であるという決定づけているなら納得しますが、フミン酸によって硬化しなかったという認定というか、証明というか、どこの機関から出たんですか。

○建築課長

今回の9月24日にフミン酸の状態がわかったというところの部分につきまして、まず、9月9日に、今回最初に発覚した地盤改良杭のチェックボーリングを行っております。そしてそれを一旦、セメント会社のほうに搬入して、そちらのほうで、圧縮強度試験の準備をしておりましたが、9月23日に、採取したコアの状態が悪いということが、現場のほうに連絡が入っております。そこで、9月24日に現場のほうで、掘削を行うと杭頭部のところが非常に硬化してないという状態がわかりましたので、それから、硬化不良の調査を現場のほうでは行ってっております。そちらの土壌につきまして、その周辺の土壌について、安藤・間の技術研究所、筑波のほうで持込みをしていただきまして、そちらのほうから応用地質のほうに、土壌分析調査を依頼しております。そちらのほうからの回答を私どもがいただいたのが、11月4日に、フミン酸の回答をいただいたということになっております。

○小幡委員

安藤・間さんが依頼したところの応用地質調査したところから、資料が来た。これを飯塚市は、言い方は悪いけど、鵜呑みにしているんですね。セカンドオピニオンじゃないけど、施工会社側に依頼して調査したのはわかるんだけど、本市のほうはやってないんですか。発注者側は。それなりのちゃんとした機関に、調査依頼はかけてないのかどうか、教えてください。

○建築課長

飯塚市のほうからの土の分析調査は、発注は行っておりません。

○小幡委員

それは基本的に駄目なんです。施工者側は、施工者側の考えがあって、そういうやり方をするでしょうけど、これだけ、もう600幾つも打っとったら、調査は直接コア抜きして圧縮強度を図らなくても、それこそ目視じゃなくて、金槌あたりで、割っていけば分かるぐらい強度が出てないはずなんです。それは現地はやったの。600何カ所全部はチェックはしたのかな。ボーリングコア調査はしてないにせよ、現地調査はしたかどうか。

○建築課長

ボーリング、コア抜きまでは至っておりませんが、表層の頭出しを行いまして、それに対して、重機で反発力を測るような検査は行っております。何カ所かはやっております。また調査に関しましては、建築課のほうでも立会、また設計監理事務所のほうも立会を行っております。

○小幡委員

課長の説明でいくと147カ所の調査済となっているけど、この147カ所の調査はどういった調査なんですか。

○建築課長

ボーリング調査とあわせてエンパソル調査といいまして、削孔機で杭体のほうに穴をあけていきまして、それからのデータを収集いたしまして、それを解析して健全性の確認を行っております。

○小幡委員

両方したわけじゃなくて、それぞれいろんな方法で調査したということ。

○建築課長

どうしてもボーリングですと、ちょっと時間等が非常にかかりますので、エンパソル調査のほうで、そういった調査の時間の短縮をかけたというところになっております。

○小幡委員

わかりました。調査方法はそういう調査されたということだけど、600数十本あってね、140少しか検査しないで、フミン酸が原因だということ結論づけたのに、まず不信がある。それが一つ。その検査を依頼した側が、施工者が依頼したところからしか、検知が出てないというところにもちょっと不信感があるんですね。こういう事例というのは、全国規模においても、こういった工法を使うと、フミン酸で固化しないというのは、これ建設業界においても、とんでもないことなんです、これ。学会が調査に乗り込んできて、本当は実証するぐらいの案件なんです。フミン酸で350ぐらいのコンクリートが固化しないと。すごい毒素があるというようなフミン酸の力なんです。先ほどちょっと資料がないということだったけど、1立米当たり何%ぐらいのフミン酸が含まれていれば、炭素化したフミン酸が入れば固化しないというのは、これは学会でも実証しなくちゃいけないような案件なんです。それを行政が調査もせずにフミン酸が出たから固まりませんでしたでは、普通通らないですよ、行政ですよ、ここは。約50億円もかけるような工事なんです。そこのところもうちょっと、所管の部は真剣に考えないと。これは設計が今から変わっていきますよ、世の中の地盤改良における設計が。これが学会に出れば、必ずボーリング調査だけじゃなくて、地質調査も全てやりなさいということじゃないと、飯塚市の案件が事例として、あっちもこっちも出てきては困るので、やはり地質調査をふかして成分調査までやってオッケーだと。でない、確認申請は今後おろしては

いかんというような案件なんですよ。それは別世界でいいんですけど。そういうやつなのに、本市は調査一つ基本的にはやってないと。外部団体から出てきた資料をもとに、約7億近く追加するんだから、もうちょっとね、そこのところ真剣に考えてください。

それと最後になります、さっき杭と杭の間、300、400、かなり接近しているんですよ。アースオーガーでごろごろ掘るんだから、続けて接近した杭は掘りませんよね。もちろんね。1つ掘って施工が終わって、飛ばしたところをやって、固化した後にまた戻ってくるというやり方をするんだけど、1100ですよ。片方も隣も1100、隙間が2、300しかない。片方は固まってるんだよ。片方は固まってない。たった杭芯で1100から1500の間で地層はそんなに変わるのかというのが、私の不思議でならんところ。ここにはフミン酸が大量にあって、ここにはない。地層ですよ、地層。だから、そこのところの立証をしっかりとしないと、予算は上げられないということを言っているんです。7億円分出す以上は、こういうちゃんと調査をして、我々を説得させてくださいよ。それは仕方なかったね、これだったのかというよな、ないままで予算審議を持ってくること自体を、ちょっと注意しておきます。

最後になります、これは確認です。提案されたとおり位置をずらすということね。位置をずらして、工法を変えると。今度はケーシングを入れて生コンを流すということね。確実に固まりますからね。フミン酸も影響しないだろうという設計でしょう。そうした場合に、約7億弱の明細は絶対つけないの、あなたたちは。総額でボンなの、いつも。既存の杭を破砕してそれを片づけるんでしょう。搬出するのに幾らかかる。新築杭にこのくらいかかる。そういう明細なしに、誰か言っていましたね、瑕疵が施工側にあるのか、本市にあるのか、責任関係。それを今後でいいから、いつも追加工事のときは明細が出てこない。単価を聞いたら、秘密主義で、公表できないとなってくるけど、追加のときは、疑うんじゃないよ。これだけの正しい金額が入って、このくらいかかりますということを今後出してください。要望なんだけど。単価がばれたからと言って、施工業者が被ることない。だから、そういった明細をつけて、今後、予算を要求され、我々が審議できる情報をしっかりと開示していただきたいということで、それが要望と質問ということで、以上です。

○委員長

先ほど資料要求いたしました資料については、サイドボックスに掲載しておりますので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

体育館の件ですけど、工法を変えられていますけど、ほかに工法の候補が幾つあったのか、また比較する上で、どの程度、ほかの工法だったら、追加予算がかかるようになっていたのか、教えてください。

○建築課長

資料の5ページの工法比較資料というところがございます、左側当初の工法で、この特徴としましては、所定の土をその場でセメントミルクと混合し、所定強度のソイルセメントコラムを構築する工法でしたが、残念ながら、こちらの分で、フミン酸が発生したということで、これができなくなりました。その中で、フミン酸に対応するための――

○委員長

ほかに工法があったのかという質問です。

○建築課長

フミン酸に対応するための、高有機質土用の固化剤を使用して試験を行いました、残念ながら、その工法では、品質の確保が困難という判断をいたしました。その以外の工法としましては、土砂、今、あるものを除却しまして、それに真砂土を入れて、そしてまた、コラムでセメントミルクを攪拌して固める工法等もございましたが、最終的には、今回提案をしております、この工法が1番工期的にも経済的にも1番早いということで、総合的な判断から5ペー

ジの右側に示す今回の工法にしております。

○上野委員

具体的に、ほかの方法はもう1つしかなかったということですかね。代替工法は2つしなくて、こちらを採用したという認識でいいんですか。

○建築課長

基本的には、今回、例えば全く違う基礎にパイルを打つとかになると、大幅にも確認申請から全て手続から変わってまいりますので、現在の地盤改良のこの工法に類似した形での工法の中から選定して、結果が今の工法の選択となっております。

○上野委員

はい、わかりましたというか、もし比較した資料とかがあれば、後日で構いませんのでください。確認ですけど、この工法でやれば、間違いなく確かな体育館が建ち上がるという認識でよろしいですかね。

○建築課長

確実に今回、品質は確保できるというふうに判断しております。

○上野委員

戻って、申し訳ない。商工業振興費なんですけど、いただいたほうのお店は課税対象になりますか。

○経済部長

課税対象になるものと認識いたしております。

○上野委員

今回の1日6万円の給付の分も課税対象になるというふうに思うんですけど、事業者さんに対する周知は、市のほうで何か考えてありますか。

○経済部長

そういった課税対象になる旨の記載についても、申請時あるいはチラシの中で、注意書きとして加えていきたいというふうに考えております。

○上野委員

ぜひ、お願いします。今回、この応援事業費の金額の割り振りについては従業員の数で割り振られておるんですけども、国の6万円は時間で区切って、対象を決めていたんですけども、人数、時間以外の指標を使ったこんな応援事業は、本市で考えられてあるのか。それとも他の自治体でそういった事例があるのか、把握していれば教えてください。

○経済部長

本市におきましては今、検討はいたしていないところです。他市についても、ちょっと今のところそういった事例については、把握をいたしておりません。

○上野委員

6万円の給付についてもコロナ太りとかいう単語も出てきているようですので、今後、こういった応援事業を考えられる際にはですね、前年と前々年度、今年の申告書を比較するかどうか、売上げに業種別に原価率を掛けるだとか、また、給付の仕方によっては、営業利益とか、経常利益をもとにして計算するだとか、そういったこと等が非常に不公平感を和らげる一つではないかというふうに考えますので、そういうふうなことも考えていただきたいし、また今回申請に来られる方、また相談に来られる皆さん方からのお話は本当に本市にとって、現状に即した生きたデータになると思うんですよ。ちょっと手間がかかるかもしれませんが、それをきちんとデータ化することによって飯塚市の未来像を描くときに大変役に立つ資料になるのではないかと思いますので、今回、従業員の方の人数を確認する際には、雇用保険等々と言われていましたが、ぜひ氏名ですとか、プライバシーの問題あるかもしれませんが、住所、特に市内にお住まいの方がどこで何人、どのような方が働いているのか、どこにどのような売上

げを持った商店があるのかという把握に非常に役に立つと思いますので、きめ細かに聞き取りを行っていただいてデータ化していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○経済部長

そういった市内の事業者の内容につきまして、委員言われましたとおり、データとして今後の施策においても活用していきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

先ほど体育館の件で、時系列の資料をいただきました。この中で令和2年11月4日に、硬化不良の原因がフミン酸と判明と書いてあります。9月24日に固まってないというのがわかって、11月4日にはフミン酸がその原因であるということになっていますが、先ほど言いました調査機関の、フミン酸がこういう理由で、起源となったんだという証明書、委員会のほうに提出ができますか。

○建築課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 15:00

再 開 15:15

委員会を再開いたします。

先ほど資料要求いたしました資料については、サイドブックに掲載しておりますので、ご確認ください。ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

1点だけ聞きますね。今、サイドブックに分析試験報告書というのをもらいましたけれども、これは認定機関なんですかね、しっかりとした。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:15

再 開 15:16

委員会を再開いたします。

○建築課長

応用地質株式会社は、地質調査の認定機関でございます。

○小幡委員

認定機関というところの前提でお聞きしますが、ナンバー1のFL-3メーター掘ったときのフミン酸の含有量、これは11.4%だと思うんですね。4メーター掘ったら、石炭で100%となっていますが、これはどういう内容なのか、何に対して100%なのか、わかりますか。この見方を教えてください。

○建築課長

地盤を採取いたしました場所の重量パーセントで表示になっておるかと思います。

○小幡委員

重量パーセント、何キロに対しての何%、もしくは何立米に対しての何%、わかりますか。

○建築課長

申しわけございません。ちょっと、その部分の詳細な重量までは把握しておりません。

○小幡委員

この試験センター、名指しはやめておきますが、土質の分析をただけでしょう。私が聞きたいのは、このフミン酸がコンクリートに与える影響を認定したところ、何立米のコンクリート、何百キロのコンクリートにフミン酸が何%含めたら固まらなかったという実証実験はどこでやって、フミン酸が原因だということを、飯塚市に誰が報告したんですか。

○建築課長

今回発生した箇所の付近の土砂を、麻生セメントのほうに搬入いたしまして、当初のセメントの配合量の試験を行うと同時に、ほかの固化剤の配合試験も行いましたが、試験の結果として、硬化が、反応が見られなかったという形の報告を受けております。

○小幡委員

試験は麻生セメントさんでいいんですよ。もともと設計強度の生コンがありますよね。フミン酸が原因で固まらなかったということを決めた以上は、施工方法が悪かったのか、セメントミルクのブレンド量が足りていたのかとか、テストケースを採ったりとか、いろんな角度から分析したんでしょう。結果、フミン酸が原因だと結論づけた、令和2年の11月4日に、断定しているんですよ。ということは11月4日以前にテストをして、もちろん地質の中にはフミン酸が含まれていた、それはわかるんですね。そのフミン酸が、生コン、セメントに悪影響を及ぼしたというテストは、麻生セメントでやったんでしょう。ですから、フミン酸が何%混入したらこういう結果になったというような試験結果を、麻生セメントからあなたたちはいただいているんですか。それはどこが依頼して、どの時点でそれをもらって、フミン酸が原因だったんだって、決めたいんでしょう。決定機関で。さっきの時系列で決めているじゃないですか。そのセメントの成績表もしくは検査結果のやつはもらったんですかということ聞いております。

○建築課長

先ほど、応用地質のほうからの報告の中で、フミン酸の含有が1%以上あれば、コンクリートとの、以上あれば硬化反応に障害が生じるという報告を受けております。

○小幡委員

今の答弁だと1%以上と。何に対して1%かわかんないんですけど、その報告だけ。検査結果認定書というのは出てきていないですか。

○建築課長

認定書というものはいただいておりますが、その結果を含めまして、再度、麻生セメントのほうでフミン酸対応の固化剤と言いますか、高有機質固化剤で検証を行いました。残念ながら、最終強度を発現することが、室内配合試験の中ではできませんでした。

○小幡委員

そういう認定的なものとか、試験結果表なんかはもらっていないということでもいいんですかね。それともあるんですかね。

○建築課長

申しわけございません、そういった認定書というものはいただいております。

○小幡委員

1カ所で鵜呑みにしてはいけないということ、ちゃんと調査を全てするべきだということ、やはりちゃんと試験結果が明確に、フミン酸が原因でという結果を知らせるものをちゃんと把握して、予算をつくるべきだと、意見として述べておきます。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第1号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第13号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。これをもちまして総務委員会を閉会いたします。